

令和4年(ワ)第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 デニス ●●●●●●●●●●ほか1名

被告 国

答 弁 書

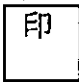
令和4年5月17日

東京地方裁判所民事第26部乙合議係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎


東京法務局訟務部(送達場所 別紙のとおり)


部 付 本 村 行 広 

訟 務 官 伊 藤 修 

〒100-8973 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号


出入国在留管理庁

法務事務官 清 水 俊 幸 

法務事務官 楠 田 彩 乃 

〒108-8255 東京都港区港南五丁目5番30号

東京出入国在留管理局

入国審査官 横 溝 幸 宏 


入国審査官	前	田	弘	恵	印
入国審査官	藤	永	卓	人	印
入国審査官	吉	田	瑞	穂	印
入国審査官	石	川		豊	印
入国審査官	木	村	佳	代	印
入国審査官	武	居	未	証	印
法務事務官	大	庭	明	香	印
入国審査官	村	次	香	名子	印

〒300-1288 茨城県牛久市久野町1766番地1

入国者収容所東日本入国管理センター

法務事務官	小	林	真由美		印
法務事務官	迎		雄	二	印
入国警備官	岩	崎	智	弥	印
入国警備官	蒲	地	康	成	印
入国警備官	堀	部	知	希	印
入国警備官	宮	崎	喜	昭	印

本文中で使用する主な略語は、特に記載のない限り、以下のとおりである。なお、あえて略語を用いない場合もある。

原告デニズ	原告デニズ・ 
原告サファリ	原告サファリ・ディマン・ハイダー
入管法	出入国管理及び難民認定法(なお、特に断りのない限り、平成30年法律第102号による改正の前後を問わず「入管法」というが、同改正後のものを特に指す場合は「改正後入管法」という。)
東日本センター	入国者収容所東日本入国管理センター
東京入管	東京入国管理局又は改正後入管法における東京出入国在留管理局
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約
自由権規約委員会	自由権規約第28条に基づき設置される委員会
一般的意見	自由権規約第40条4に基づき自由権規約委員会が作成した一般的な性格を有する意見
トルコ	トルコ共和国
イラン	イラン・イスラム共和国
東京入管局長	東京入国管理局長又は改正後入管法における東京出入国在留管理局長
本件原告デニズ退令	東京入管主任審査官が平成20年6月16日付けで発付した、原告デニズに係る退去強制令書
本件原告サファリ退令	東京入管主任審査官が平成22年3月3日付けで発付した、原告サファリに係る退去強制令書
本件原告デニズ収容	本件原告デニズ退令に基づく原告デニズの収容

本件原告サファリ収容	本件原告サファリ退令に基づく原告サファリの収容
本件各収容	本件原告デニズ収容及び本件原告サファリ収容
国賠法	国家賠償法
最高裁	最高裁判所
高裁	高等裁判所
地裁	地方裁判所
法務大臣等	法務大臣又は法務大臣から権限の委任を受けた地方入国管理局長若しくは改正後入管法における出入国在留管理庁長官又は地方出入国在留管理局長
処遇規則	被収容者処遇規則
移住グローバル・コンパクト	平成30年12月10日・11日に国連総会において採択された「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」という国際的な文書
入管法逐条解説	坂中英徳・齊藤利男「出入国管理及び難民認定法逐条解説〔改訂第四版〕」

第1	請求の趣旨に対する答弁	12
第2	請求の原因に対する認否	12
1	「1 事案の概要」について	12
	(1) 第1段落について	12
	(2) 第2段落について	12
	(3) 第3段落について	13
2	「2 日本の入管収容」について	13
	(1) 「(1) はじめに」について	13
	(2) 「(2) 収容令書による収容」について	13
	(3) 「(3) 退去強制令書による収容」について	13
	(4) 「(4) 入管収容期間の長期化」について	13
	ア 第1段落について	13
	イ 第2段落について	14
	(5) 「(5) 2週間仮放免」について	14
	ア 第1段落ないし第4段落について	14
	イ 第5段落について	14
3	「3 原告らに対する入管収容(本件入管収容)」について	14
	(1) 「(1) 原告デニズについて」について	14
	ア 「ア 入管収容の経緯」について	14
	(ア) 第1段落について	14
	(イ) 第2段落について	14
	(ウ) 第3段落について	15
	イ 「イ 原告デニズの健康状態の著しい不良」について	15
	(ア) 柱書きについて	15
	(イ) 「(ア) 原告デニズ収容①(2016年5月15日～2019年8月2	

日)」について	15
(カ) 「(イ) 原告デニズ收容②(2019年8月16日～2019年10月25日)」について	15
(キ) 「(カ) 原告デニズ收容③(2019年11月7日～2020年3月23日)」について	16
ウ 「ウ 難民認定申請等の経緯」について	16
(ア) 柱書きについて	16
(イ) 「(ア) 1回目の申請に関する手続」ないし「(エ) 4回目の申請に関する手続」について	17
エ 「エ 日本国籍保有者との婚姻」について	17
オ 「オ 原告デニズの入院」について	17
(2) 「(2) 原告サファリについて」について	17
ア 「ア 入管收容の経緯」について	17
(ア) 「(ア)」について	17
(イ) 「(イ)」及び「(ウ)」について	18
(ウ) 「(エ)」について	18
(エ) 「(オ)」について	18
イ 「イ 原告サファリの健康状態の著しい不良」について	18
(ア) 「(ア)」について	18
(イ) 「(イ)」について	19
(ウ) 「(ウ)」について	19
(エ) 「(エ)」について	19
ウ 「ウ 原告サファリの難民申請手続状況等」について	19
(ア) 柱書きについて	19
(イ) 「(ア) 1回目の申請に関する手続」ないし「(ウ) 3回目の申請に関する手続」について	19

「る手続」について	20
4 「4 恣意的拘禁作業部会及び通報の仕組みについて」について	20
(1) 「(1) 恣意的拘禁作業部会」について	20
ア 「ア 設置根拠等」及び「イ マンデート」について	20
イ 「ウ 被告の国連人権理事会及び恣意的拘禁作業部会に関するスタンス など」について	20
(ア) 柱書きについて	20
(イ) 「(ア) 国連人権理事会に対する立場」及び「(イ) 恣意的拘禁作業部会 に対する立場」について	20
(2) 「(2) 個人通報手続」について	20
(3) 「(3) 本件通報の経緯」について	21
(4) 「(4) 本件恣意的拘禁作業部会意見の内容」について	21
5 「5 原告らに対する入管収容が自由権規約第9条に違反すること」につい て	21
(1) 「(1) 自由権規約の国内法的効力」について	21
ア 「ア 自由権規約について」について	21
イ 「イ 自由権規約の国内法的効力」について	21
ウ 「ウ 自由権規約を直接適用した裁判例」ないし「オ 小括」について	22
(2) 「(2) 自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の内容」について	22
ア 「ア 自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の解釈」について	22
イ 「イ 自由権規約委員会の一般的意見について」について	22
(ア) 「(ア) 自由権規約委員会の一般的意見について」について	22

(イ) 「(イ) 一般的意見は自由権規約の有権解釈であること」について	23
(ウ) 「(ウ) 一般的意見を考慮した日本の裁判例」について	23
ウ 「ウ 『移住者の自由の剥奪に関する改定審議結果第5号』が前記解釈に沿っていること」について	23
エ 「エ 本件恣意的拘禁作業部会意見も前記解釈に沿っていること」について	23
オ 「オ 『安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト』においても前記解釈が確認されており、日本はこれに賛成していること」について	23
カ 「カ 小括」について	24
(3) 「(3) 入管法の規定が自由権規約第9条第1項に反すること」について	24
ア 第1段落及び第2段落について	24
イ 第3段落について	24
(4) 「(4) 原告らに対する入管収容が自由権規約第9条第1項に違反すること」について	24
ア 柱書きについて	24
イ 「ア 合理性、必要性、比例性が検討されていないこと」について	24
ウ 「イ 原告デニズに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性のいずれをも満たさないこと」について	25
(ア) 柱書きについて	25
(イ) 「(イ) 原告デニズ収容①(2016年5月25日(マ)～2019年8月2日の収容)について」について	25
(ウ) 「(ウ) 原告デニズ収容②(2019年8月16日～2019年10月25日の収容)について」について	25

(エ) 「(ウ) 原告デニズ収容③(2019年11月7日～2020年3月23日の収容)について」について	26
エ 「ウ 原告サファリに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性のいずれをも満たさないこと」について	26
(ア) 柱書きについて	26
(イ) 「(ア) 原告サファリ収容①(2016年6月8日～2019年7月31日の収容)について」について	26
(ロ) 「(イ) 原告サファリ収容②(2019年8月14日～2019年10月17日の収容)について」について	27
(ハ) 「(ロ) 原告サファリ③(2019年10月31日から2020年1月7日までの収容)について」について	28
(ニ) 「(ハ) 原告サファリ④(2020年1月21日～2020年4月30日の収容)」について	28
オ 「エ 本件恣意的拘禁作業部会意見においても本件入管収容が恣意的拘禁であると判断されていること」について	29
(5) 「(5) 入管法の規定及び原告らに対する入管収容が自由権規約第9条第4項に違反すること」について	29
6 「6 被告は原告らに賠償すべきであること」について	29
(1) 「(1) 自由権規約第9条第5項、同第2条第3項(a)に基づく請求」について	29
(2) 「(2) 国家賠償法第1条に基づく請求」について	30
(3) 「(3) 賠償額」について	30
7 「7 結語」について	30
第3 前提となる事実関係等(全体として乙4及び乙5)	30
1 原告らの身分事項	30

2	原告らの入国在留状況及び退去強制手続等について	30
(1)	原告デニズ	30
(2)	原告サファリ	34
3	原告らの難民認定手続の状況	37
(1)	原告デニズ	37
(2)	原告サファリ	39
第4	原告らの主張	40
第5	被告の主張	40
1	はじめに	40
2	退去強制手続及び仮放免制度の概要等	41
(1)	退去強制手続の概要	41
(2)	退去強制令書発付処分による収容の意義及び内容	42
(3)	仮放免制度の概要	48
(4)	司法上及び行政上の救済手続	49
3	入管法52条5項の規定が自由権規約第9条1に違反し無効であり、これに基づく原告らの収容が違法であるとする原告らの主張に理由がないこと	50
4	本件各収容について、合理性、必要性、比例性を満たさないことを理由に自由権規約第9条1に違反し違法であるとの原告らの主張に理由がないこと	55
(1)	はじめに	55
(2)	逃亡のおそれに係る原告らの主張について	56
(3)	健康状態に係る原告らの主張について	56
(4)	原告デニズの収容期間について	60
(5)	原告サファリの送還の見込みについて	62
(6)	小括	63
5	入管法の規定及び原告らの収容が自由権規約第9条4に違反し違法であると	

の原告らの主張に理由がないこと64

第6 結語65

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当ではないが、仮に仮執行宣言を付す場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決書の正本が被告に送達された後14日経過した時とすることとの判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「1 事案の概要」について

(1) 第1段落について

争う。

(2) 第2段落について

恣意的拘禁作業部会が、原告らの身体の自由の剥奪が自由権規約第9条等に違反し、恣意的なものである旨を述べていることは認めるが、その余は否認する。

そもそも恣意的拘禁作業部会の勧告は法的拘束力を有さないものであり、かつ同作業部会は、日本政府に対して関連する国際的規範に適合させるために必要な措置を講じるよう要請すると述べた上で、選択肢の一つとして「作業部会は、本件のすべての状況を考慮に入れ、適切な救済措置 (remedy) は、国際法に従って、彼らに補償その他の賠償 (compensation and other reparation) を受ける権利を与えることであろう (would be) と考える」(甲A26・パラグラフ102・16及び32枚目)と述べるにとどまっており、当該勧告のフォローアッ

プとして取られた行動について情報提供をするよう要請しているものであり、日本政府が補償その他の賠償をすることを必ずしも要請しているものではない。

(3) 第3段落について

認否の限りでない。

2 「2 日本の入管収容」について

(1) 「(1) はじめに」について

「退去強制手続の対象者はすべて収容されることが原則であり」との点は認め、「国際法上求められる合理性・必要性・比例性は収容の要件ではない」との点は争う。

(2) 「(2) 収容令書による収容」について

第1文及び第2文は認め、第3文は争う。

収容又は仮放免の許否に対して不服のある者は、いつでも、不服申立ての手段として、裁判所に行政訴訟を提起することができ、かつ、収容が退去強制令書の発付による場合には、同令書の発付処分そのものを争う行政訴訟を提起し、その際、裁判所に収容の停止を求める申立てをすることができる上、仮放免を義務付ける訴訟を別途提起することもできるのであって、司法による審査又は救済の機会が保障されている。

(3) 「(3) 退去強制令書による収容」について

退去強制令書に基づく収容について、入管法52条5項に原告らが引用する規定が定められていることは認め、その余の原告らの主張については全体として争う。

(4) 「(4) 入管収容期間の長期化」について

ア 第1段落について

法務省入国管理局長が平成30年2月28日付け法務省管警第43号の

指示を発出したこと及び平成26年から令和元年までの間に、被收容者の総数に対して收容期間が6月以上の被收容者が占める比率が増加していることは認め、その余は知らないし争う。

イ 第2段落について

原告らの意見は認否の限りではなく、その余は認める。

(5) 「(5) 2週間仮放免」について

ア 第1段落ないし第4段落について

原告らが引用する記事等の記載が存在することは認め、その余は不知。

イ 第5段落について

第1文について、認める。

第2文について、否認する。恣意的拘禁作業部会が、意見書(甲A26)において、自由権規約の下の義務との両立性について深刻な懸念を表明し、かかる両立性が確保されるよう入管法を見直す(パラグラフ83・パラグラフ104)ことを要請していることは事実だが、このことをもって同作業部会が入管收容の制度自体を国際法違反と述べたものとはいえない。

3 「3 原告らに対する入管收容(本件入管收容)」について

(1) 「(1) 原告デニズについて」について

ア 「ア 入管收容の経緯」について

(7) 第1段落について

原告デニズが、平成19年(2007年)5月に、関西国際空港において、入管法所定の在留資格「短期滞在」、在留期間「90日」とする上陸許可の証印を受けて本邦に上陸したこと、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けることなく、在留期限である同年8月8日を超えて本邦に不法残留したことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落について

「同月25日」とあるのを「同月28日」の誤記と解した上で認める。

(7) 第3段落について

「2020年3月23日」とあるのを「令和2年(2020年)3月24日」と、「138日間」とあるのを「139日間」と、それぞれ解した上で認める。

イ 「イ 原告デニズの健康状態の著しい不良」について

(7) 柱書きについて

第1文について、原告デニズが、甲B1に記載された内容の申出をしていたこと及び甲B2、甲B4及び甲B5に記載されたとおりの診断を受けていたとの限度で認める。

第2文について、認否の限りでない。

(イ) 「(7) 原告デニズ収容①(2016年5月15日～2019年8月2日)」について

平成28年5月15日から令和元年8月2日までの収容期間中に、原告デニズが、複数回、自傷行為を行ったこと、また、右肘周辺の痛み、首の痛み、右足親指の爪付近の腫れ及び痛み、左手親指の爪の異常並びに右膝裏の腫れ及び痛みを申し出たことは認め、その余は不知。

(イ) 「(イ) 原告デニズ収容②(2019年8月16日～2019年10月25日)」について

a 第1文について

「原告デニズの体重は、前記収容開始時までの数カ月で、ハンガーストライキにより10キログラム以上落ちた」との点は、「前記収容開始時」との趣旨が判然とせず、認否できない。なお、原告デニズの体重は、拒食を開始した令和元年6月22日の翌日である同月23日の時点で71.2キログラム、摂食を再開した同年7月10日の時点

で65.8キログラム、仮放免期間の満了により再度退去強制令書の執行を受けて東日本センターに収容された同年8月16日の時点で73.0キログラムであった(乙1)。

b 第2文について

令和元年8月10日付けの四谷ゆいクリニック白井優医師名義の診断書(甲B2)に、原告デニズについて、拘禁反応の疑いがある旨記載されていることは認める。

c 第3文について

令和元年(2019年)8月27日付け港町診療所山村淳平医師作成の意見書(甲B3)に、山村淳平医師の意見として、「デニズさんをこのまま入管収容施設に収容することは、避けなければなりません。仮放免させた上で、今後もひきつづき、医療機関に通院することが必要です。」などと記載されていることは認め、同医師が原告デニズについて診断したことは不知。同意見書には、同医師が原告デニズを診断した旨の記載は認められない。

(エ) 「(ウ) 原告デニズ収容③(2019年11月7日～2020年3月23日)」について

「前回の診断同様」との点は不知、その余は、「抑うつ状態」とあるのを「抑うつ状態疑」と解した上で、令和元年10月29日付けの四谷ゆいクリニック阿部裕医師名義の診断書(甲B4)及び同月31日付け港町診療所山村淳平医師作成の診断書(甲B5)に、原告デニズについて、訴状に引用された記載があることは認める。

ウ 「ウ 難民認定申請等の経緯」について

(ア) 柱書きについて

原告デニズが、クルド民族であることやアレヴィー派の信仰及び自ら

の政治的意見等を理由として、難民認定申請や訴訟等を行ってきたこと並びに甲B6に、訴状に引用された内容と同旨の記載があることは認める。なお、前記ア(ア)のとおり、原告デニズは、在留期限である同年8月8日を超えて本邦に不法残留した後に、難民認定申請を開始したものである。

(イ) 「(ア) 1回目の申請に関する手続」ないし「(エ) 4回目の申請に関する手続」について

「難民の認定をしない処分取消等請求」とあるのを「難民の認定をしない処分取消請求」と、「2013年」とあるのを「2011年(平成23年)」と、「2014年 3月 4日」とあるのを「2015年(平成27年) 3月 4日」とそれぞれ解した上で、認める。

エ 「エ 日本国籍保有者との婚姻」について

原告デニズが、平成23年(2011年)5月9日に、日本国籍を有する^Aと婚姻したことは認め、その余は不知。

オ 「オ 原告デニズの入院」について

原告デニズが、令和3年3月24日から同年4月6日まで、不眠症及び抑うつ状態の治療のためとして、東京都立松沢病院に入院していたことは認め、その余は不知。

(2) 「(2) 原告サファリについて」について

ア 「ア 入管収容の経緯」について

(ア) 「(ア)」について

原告サファリが、平成3年(1991年)11月11日に、成田国際空港において、入管法所定の在留資格「短期滞在」、在留期間「90日」とする上陸許可の証印を受けて本邦に上陸したこと、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けることなく、在留期限である平成4年(199

2年)2月9日を超えて本邦に不法残留したことは認め、その余は不知。

(イ) 「(イ)」及び「(ウ)」について

認める。

(ウ) 「(エ)」について

「理由も告げられず」との点を否認し、「1度も遅刻することなく」との点は不知、その余は認める。

原告サファリの収容は本件原告サファリ退令の執行により行われたものであるところ、入国警備官は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に対して、退去強制の理由を記載した退去強制令書又はその写しを示すこととされており(入管法51条及び52条)、原告サファリの収容に当たっても、入国警備官は、原告サファリに対して、退去強制の理由を記載した本件原告サファリ退令を示していた(乙2)。

(エ) 「(オ)」について

「突如、理由も告げられずに行われ」との点は否認し、その余は認める。

原告サファリの収容は本件原告サファリ退令の執行により行われたものであるところ、入国警備官は、上記(ウ)と同様に、原告サファリに対して、退去強制の理由を記載した本件原告サファリ退令を示していた(乙2)。

イ 「イ 原告サファリの健康状態の著しい不良」について

(ア) 「(ア)」について

a 第1段落について

原告サファリが令和元年(2019年)6月に拒食を開始したことは認め、その余は知らないし否認する。

原告サファリの体重は、東日本センターに移収された平成28年1

0月7日の時点で77.5キログラム、拒食を開始した令和元年6月14日の時点で82.8キログラム、仮放免された同年7月31日の時点で74.5キログラムであった(乙3)。

b. 第2段落について

認める。

(イ) 「(イ)」について

原告サファリが令和元年(2019年)8月14日に収容されてから、拒食を開始したことは認め、その余は不知。

(ウ) 「(ウ)」について

「1月16日付け診断書」とあるのを「1月11日付け診断書」の誤記と解した上で、原告サファリが令和元年10月及び令和2年1月に仮放免されたこと並びに甲C3ないし5に記載されたとおりの診断を受けたことは認める。

(エ) 「(エ)」について

原告サファリが、東日本センター職員との会話中に部屋の壁や床等に頭を打ちつけたため東日本センター職員から口頭で中止を命じられたこと、両腕に認められた傷跡について「朝起きたら、私の両腕に身に覚えのない引掻き傷のようなものができていた」旨述べていたこと、令和2年1月21日から同年4月3日までの収容期間中に拒食をしていなかったこと及び同期間中の庁内診療時に「食べると吐いてしまう」旨を訴えたことは認め、その余は不知。

ウ 「ウ 原告サファリの難民申請手続状況等」について

(7) 柱書きについて

原告サファリが、帰国に対する恐怖等を理由として、難民認定申請及び不服申立手続等を行っていたことは認め、その余は不知。なお、原告

サファリは、在留期限である平成4年(1992年)2月9日を超えて本邦に不法残留した後に、難民認定申請を開始したものである。

(イ) 「(7) 1回目の申請に関する手続」ないし「(ウ) 3回目の申請に関する手続」について

「2015年 6月 9日：難民不認定処分通知」とあるのを「2015年(平成27年) 6月 5日：難民不認定処分通知」と、「2015年 6月 9日：難民不認定処分に対する異議申立て」とあるのを「2015年(平成27年) 6月15日：難民不認定処分に対する異議申立て」と、それぞれ解した上で認める。

4 「4 恣意的拘禁作業部会及び通報の仕組みについて」について

(1) 「(1) 恣意的拘禁作業部会」について

ア 「ア 設置根拠等」及び「イ マンデート」について

認める。

イ 「ウ 被告の国連人権理事会及び恣意的拘禁作業部会に関するスタンスなど」について

(ア) 柱書きについて

認める。

(イ) 「(ア) 国連人権理事会に対する立場」及び「(イ) 恣意的拘禁作業部会に対する立場」について

日本政府として、国連高等弁務官事務所及び国連人権理事会の下の特別手続との有意義かつ建設的な対話を重視していること及び同作業部会の設置決議に賛成したことは認め、その余は不知。

(2) 「(2) 個人通報手続」について

恣意的拘禁作業部会が、5つのカテゴリーに言及する可能性があることは認め、その余は不知。

(3) 「(3) 本件通報の経緯」について

平成31年及び令和元年(2019年)当時、原告らを仮放免し、その後収容したこと、被告が、令和2年7月8日に、恣意的拘禁作業部会に対して回答を提出したこと及び恣意的拘禁作業部会が、同年9月25日に意見を述べたことは認め、その余は知らないし争う。

(4) 「(4) 本件恣意的拘禁作業部会意見の内容」について

恣意的拘禁作業部会から、甲A26記載の意見が出されたことは認める。

5 「5 原告らに対する入管収容が自由権規約第9条に違反すること」について

(1) 「(1) 自由権規約の国内法的効力」について

ア 「ア 自由権規約について」について

認める。

イ 「イ 自由権規約の国内法的効力」について

原告らの引用する憲法の条文が存在すること、甲A29に「条約は原則として特別の変型手続(立法措置)を要せず、公布によって直ちに国内法として受容され国内法的効力を有するという立場をとっている、ということが出来る」との記載があること(89ページ)、甲A30に、「条約が直接適用可能な規定とそうでない規定を含むだけでなく、1つの条項が直接適用可能な部分とそうでない部分を含むことがある。直接適用可能性の検討は、文書全体と具体の規則について二段階で行う。」「国際法は、国内的効力を与えられたことに基づいて、他の国内法と同様に、原則として直接適用可能であると推定されるべきである。」「直接適用可能性の基準は、主観的基準と客観的基準に分けることができる。」(527ページ)、「自由権規約は、多くの国で直接適用可能であると認められる。」との記載があること(546ページ)は認め、その余は知らないし争う。

ウ 「ウ 自由権規約を直接適用した裁判例」ないし「オ 小括」について
原告らが挙げる判決において、原告らが引用する内容の判示がされていることは認め、その余は知らないし争う。

なお、原告らが挙げる高松高判平成9年11月25日（判時1653号117ページ）は、最判平成12年9月7日（集民199号371ページ）によって破棄され、大阪高判平成6年10月28日（判時1513号17ページ）は、最判平成10年9月7日（集民189号613ページ）によって破棄されている。

(2) 「(2) 自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の内容」について

ア 「ア 自由権規約第9条第1項が禁止する恣意的拘禁の解釈」について
自由権規約第9条1の規定及び一般的意見35の存在は認め、その余は知らないし争う。

なお、原告らは、自由権規約委員会の解釈である同規約の一般的意見35パラグラフ12を根拠として、「同項の「恣意性」の概念は、「法に反して」と同義に扱われるべきものではなく、より広範に解釈され、不適當、不公正、予測可能性の欠如、法の適正手続の欠如のほか、合理性、必要性、比例性を含めて解釈すべき」と主張するが、一般的意見は自由権規約第40条4に規定されているとおり、自由権規約委員会が適當と認める一般的な性格を有する意見を締約国に送付するものにすぎず、締約国に対し法的拘束力を有するものではない。また、自由権規約第9条1にはかかる解釈を導く明文の規定は見当たらない。

イ 「イ 自由権規約委員会の一般的意見について」について

(7) 「(7) 自由権規約委員会の一般的意見について」について

自由権規約が自由権規約委員会を設置することを定めていること（自由権規約第28条1）、また、同委員会が、適當と認める一般的な性格

を有する意見を締約国等に送付することができること（自由権規約第40条4）は認める。その余は不知。

(イ) 「(イ) 一般的意見は自由権規約の有権解釈であること」について

a 第1段落及び第2段落について

自由権規約委員会の委員として、原告らの指摘する各教授が歴任されたこと、国際司法裁判所裁判官選挙において、日本政府が、岩澤雄司教授を我が国候補として決定したことは認める。

b 第3段落について

甲A32及び33に、原告らが指摘又は引用する内容の記載があることは認める。

(ウ) 「(ウ) 一般的意見を考慮した日本の裁判例」について

「ウィーン条約法条約」とあるのを、「条約法に関するウィーン条約」と解した上で、原告らが挙げる裁判例において、原告らが引用する内容の判示がされていることは認める。

ウ 「ウ 『移住者の自由の剥奪に関する改定審議結果第5号』が前記解釈に沿っていること」について

移住者の自由の剥奪に関する改定審議結果第5号の存在は認め、その余は知らないし争う。

エ 「エ 本件恣意的拘禁作業部会意見も前記解釈に沿っていること」について

一般的意見35並びに甲A26のパラグラフ76及び78の存在は認める。

オ 「オ 『安全で秩序ある正規移住のためのグローバルコンパクト』においても前記解釈が確認されており、日本はこれに賛成していること」について

移住グローバル・コンパクト(甲A34)に、原告らが引用する内容の記載があることは認める。

カ 「カ 小括」について

「ウィーン条約法条約」及び「ウィーン条約」とあるのを、「条約法に関するウィーン条約」と解した上で、憲法98条2項の規定、条約法に関するウィーン条約第31条1及び3(b)に、原告らの引用する規定があること並びに日本政府として、国連高等弁務官事務所及び国連人権理事会の下の特別手続との建設的かつ有意義な対話を重視していること及び恣意的拘禁作業部会の設置決議に賛成したことは認め、その余は知らないし争う。

(3) 「(3) 入管法の規定が自由権規約第9条第1項に反すること」について

ア 第1段落及び第2段落について

「入管法第52条第5項は、退去強制令書が出されたことのみをもって収容を可能としている」との点は否認し、その余は全体として争う。

入管法52条5項は、同条3項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまでその者を収容することができるとしている。

イ 第3段落について

甲A26の Paragraph 75、76及び83に、原告らが引用する内容の記載があることは認める。

(4) 「(4) 原告らに対する入管収容が自由権規約第9条第1項に違反すること」について

ア 柱書きについて

争う。

イ 「ア 合理性、必要性、比例性が検討されていないこと」について

全体として争う。

ウ 「イ 原告デニズに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性のいずれをも満たさないこと」について

(7) 柱書きについて

争う。

(イ) 「(7) 原告デニズ収容①(2016年5月25日(マ)～2019年8月2日の収容)について」について

平成28年5月15日に収容されるまでの間において、原告デニズが、複数回出入国在留管理官署での手続を受けていたこと、原告デニズの身分事項等が特定されていたこと、原告デニズが、東京入管収容場及び東日本センターに複数回収容されていたこと並びに^Aと婚姻関係にあったことは認め、「東京入国管理局の出頭要請に反し、出頭しなかったことがない」との点は否認し、その余は知らないし争う。

原告デニズは、後記第3の2(1)ナの刑事事件に係る勾留により、指示された出頭日に出頭しなかったことがある。

(ウ) 「(イ) 原告デニズ収容②(2019年8月16日～2019年10月25日の収容)について」について

原告デニズについて、期間を2週間として仮放免された後に令和元年(2019年)8月16日に収容されたこと、指示された出頭日である同日に東京入管に出頭したこと、^Aと婚姻関係にあったこと並びに同年8月10日に、「拘禁反応疑い」との診断を受けたことは認め、その余は知らないし否認し、法的主張は争う。

なお、原告デニズの体重は、拒食を開始した令和元年6月22日の翌日である同月23日の時点で71.2キログラム、摂食を再開した7月1.0日の時点で65.8キログラム、仮放免期間の満了により再度退去

強制令書の執行を受けて東日本センターに収容された同年8月16日の時点で73.0キログラムであった(乙1)。

おって、同月27日付け山村淳平医師作成の意見書(甲B3)には、山村淳平医師が原告デニズを診断した旨の記載は認められない。

(イ) 「(ウ) 原告デニズ収容③(2019年11月7日～2020年3月23日の収容)について」について

原告デニズについて、期間を2週間として仮放免された後に令和元年(2019年)11月7日に収容されたこと、指示された出頭日である同日に東京入管に出頭したこと、同年10月29日に、「拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられしばらくの間治療が必要である」との診断を受けたこと及び同月31日に、「心因反応、抑うつ状態疑、PTSD(心的外傷後ストレス障害)疑、胃炎/十二指腸潰瘍疑、腰痛症および左足筋肉痛」との診断を受けたことは認め、その余は知らないし否認し、法的主張は争う。

なお、同月31日付け港町診療所山村淳平医師作成の診断書(甲B5)には、「明らかに収容に耐えられない健康状態にあった」との記載は認められない。

エ 「ウ 原告サファリに対する入管収容について、合理性、必要性、比例性のいずれをも満たさないこと」について

(ア) 柱書きについて

争う。

(イ) 「(ア) 原告サファリ収容①(2016年6月8日～2019年7月31日の収容)について」について

原告サファリについて、平成22年(2010年)12月6日に仮放免

され、東日本センターを出所した後、約5年6月の間、仮放免の状態が継続していたこと、その間、約1か月から2か月に1回、指示された出頭日に東京入管に出頭して仮放免期間の延長手続を行っていたこと、平成27年(2015年)6月15日に難民不認定処分に係る異議申立てをしたこと、平成28年(2016年)6月8日の時点で、同異議申立ての手続中であったこと、収容中であった平成30年(2018年)10月10日に同異議申立てに係る口頭意見陳述及び難民審査参与員による審尋が行われたこと、令和元年8月8日に「逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い」との診断を受けたこと、同月10日に「抑うつ状態」との診断を受けたこと並びに同年6月に拒食を開始したことは認め、その余は知らないし否認し、法的主張は争う。

原告サファリの収容は本件原告サファリ退令の執行により行われたものであるところ、入国警備官は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に対して、退去強制の理由を記載した退去強制令書又はその写しを示すこととされており(入管法51条及び52条)、原告サファリの収容に当たっても、入国警備官は、原告サファリに対して、退去強制の理由を記載した本件原告サファリ退令を示していたものである(乙2)。

(ウ) 「(イ) 原告サファリ収容②(2019年8月14日～2019年10月17日の収容)について」について

原告サファリについて、平成28年6月8日から令和元年7月31日までの収容期間中に、複数回施設内で倒れるとともに、庁内診療時に血を吐いた旨の訴えをしていたこと、同日に仮放免されたこと、同年8月14日に東京入管に出頭したこと、同年8月8日に「逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い／鉄欠乏性貧血／不眠症／不安神経症の疑い／心身症

の疑い」との診断を受けたこと、同月10日に「抑うつ状態」との診断を受けたこと、同月1日に難民不認定処分に係る異議申立棄却決定の通知を受けたこと、同月9日に3回目の難民認定申請をし、入管法61条の2の6第3項により、退去強制令書の執行としての送還が停止されていたこと、同年10月26日に「うつ病」との診断を受けたこと、同月24日に「心因反応、逆流性食道炎／胃炎／十二指腸潰瘍疑／甲状腺機能亢進症疑／慢性副鼻腔炎／頸椎症疑」との診断を受けたこと及び同年8月14日に収容されて以降に拒食を開始したことは認め、その余は知らないし否認し、法的主張は争う。

(エ) 「(ウ) 原告サファリ③(2019年10月31日から2020年1月7日までの収容)について」について

原告サファリについて、令和元年(2019年)10月17日に期間を2週間として仮放免されたこと、同月26日に「うつ病」との診断を受けたこと、指示された出頭日である同月31日に東京入管に出頭して仮放免期間延長許可申請をしたこと、同日に収容されたこと、同日の収容に当たって医師による健康状態の確認は行われていないこと、同年10月31日から令和2年1月7日までの収容期間中が難民認定申請の途中であったこと及び同期間中に東日本センター職員との会話中に居室の扉に頭を打ちつけたため東日本センター職員から口頭で中止を命じられたことがあることは認め、その余は不知。法的主張は争う。

(オ) 「(エ) 原告サファリ④(2020年1月21日～2020年4月30日の収容)」について

原告サファリについて、令和2年(2020年)1月7日に期間を2週間として仮放免されたこと、同月11日に「うつ病」との診断を受け、その際の診断書に「繰り返す収容によるストレスが症状の蔓延に影響し

ている可能性が高いのではないかと考えます」との記載がされていること、指示された出頭日である同月21日に東京入管に出頭して仮放免期間延長許可申請をしたこと、同日に收容されたこと、同日から本件訴訟が提起された令和4年1月13日の間において難民認定申請の手續中であり、入管法61条の2の6第3項により、退去強制令書の執行としての送還が停止されていたこと、令和2年1月21日から同年4月30日までの收容期間中、東日本センター職員との面接の際に壁や床に頭を打ちつけたため東日本センター職員から口頭で中止を命じられたことがあること、同期間中に、両腕に認められた傷跡について「朝起きたら、私の両腕に身に覚えのない引掻き傷のようなものができていた」旨述べていたこと、同期間中の庁内診療時に「食べると吐いてしまう」旨の訴えをしていたこと及び同期間中に腰痛や胃痛を訴えていたことは認め、その余は不知。法的主張は争う。

オ 「エ 本件恣意的拘禁作業部会意見においても本件入管收容が恣意的拘禁であると判断されていること」について

甲A26の paragraph 76、79及び90に、原告らが指摘又は引用する内容の記載があることは認め、その余は争う。

(5) 「(5) 入管法の規定及び原告らに対する入管收容が自由権規約第9条第4項に違反すること」について

自由権規約第9条4の規定の存在は認め、その余は争う。

6 「6 被告は原告らに賠償すべきであること」について

(1) 「(1) 自由権規約第9条第5項、同第2条第3項(a)に基づく請求」について

自由権規約第2条3(a)及び第9条5の存在、甲A26の paragraph 102及び paragraph 107(a)の存在は認め、その余は争う。

(2) 「(2) 国家賠償法第1条に基づく請求」について

国賠法1条の規定の存在は認め、その余は争う。

(3) 「(3) 賠償額」について

原告らの収容日数、原告デニズが令和元年10月29日に、「拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられしばらくの間治療が必要である」との診断を受けたこと並びに原告サファリが、令和元年8月8日に「逆流性食道炎／十二指腸潰瘍の疑い／鉄欠乏性貧血／不眠症／不安神経症の疑い／心身症の疑い」との診断を受け、同月10日に「抑うつ状態」との診断を受けたことは認め、その余は知らないし否認し、法的主張は争う。

7 「7 結語」について

争う。

第3 前提となる事実関係等(全体として乙4及び乙5)

1 原告らの身分事項

(1) 原告デニズは、1979年(昭和54年)●●●●日、トルコにおいて出生したトルコ国籍を有する外国人男性である。

(2) 原告サファリは、1968年(昭和43年)●●●●日、イランにおいて出生したイラン国籍を有する外国人男性である。

2 原告らの入国在留状況及び退去強制手続等について

(1) 原告デニズ

ア 原告デニズは、平成19年5月10日、関西国際空港に到着し、大阪入国管理局関西空港支局(現在の大阪出入国在留管理局関西空港支局)入国審査官から、入管法所定の在留資格「短期滞在」、在留期間「90日」とする上陸許可の証印を受けて本邦に上陸した。

- イ 原告デニズは、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けることなく、在留期限である平成19年8月8日を超えて本邦に不法残留した。
- ウ 東京入管入国警備官は、平成20年1月7日、原告デニズに係る違反事件(入管法24条4号ロ該当容疑)を立件した。
- エ 原告デニズは、平成20年4月17日、入管法違反(不法残留)の被疑事実により、警視庁高井戸警察署警察官に現行犯人逮捕された。
- オ 東京入管入国警備官は、平成20年4月25日、原告デニズが入管法24条4号ロに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとして、東京入管主任審査官から収容令書の発付を受けた。
- カ 原告デニズは、平成20年4月28日、上記エに係る入管法違反被疑事実について起訴猶予処分により釈放され、東京入管入国警備官は、同日、原告デニズに対し、上記オに係る収容令書を執行し、原告デニズを東京入管収容場に収容し、原告デニズに係る違反事件を東京入管入国審査官に引き渡した。
- キ 東京入管入国審査官は、平成20年5月1日及び同月16日、原告デニズに対し違反審査を行い、その結果、原告デニズが入管法24条4号ロ(不法残留)に該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない旨認定し、原告デニズにその旨通知したところ、原告デニズは、同日、特別審理官による口頭審理を請求した。
- ク 東京入管主任審査官は、平成20年5月21日、口頭審理未了のため、原告デニズに係る収容期間を30日間延長し、東京入管入国警備官は、同日、収容期間延長後の収容令書を原告デニズに提示した。
- ケ 東京入管特別審理官は、平成20年5月29日、原告デニズについて口頭審理を行い、その結果、東京入管入国審査官の上記キの認定には誤りがない旨判定し、原告デニズにその旨通知したところ、原告デニズは、同日、

- 法務大臣に対し、異議の申出をした。
- コ 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成20年6月16日、上記ケの異議の申出には理由がない旨の裁決をし、同日、東京入管主任審査官に同裁決を通知した。
- サ 上記コの通知を受けた東京入管主任審査官は、平成20年6月16日、原告デニズに上記コの裁決を通知するとともに、本件原告デニズ退令を発付し、東京入管入国警備官は、同日、原告デニズに対し、本件原告デニズ退令を執行し、原告デニズを東京入管収容場に引き続き収容した(乙6)。
- シ 東京入管入国警備官は、平成20年7月1日、原告デニズを東日本センターに移収した(乙6・2枚目)。
- ス 東京入管入国警備官は、平成20年11月7日、原告デニズを東京入管収容場に移収した(乙6・2枚目)。
- セ 東京入管入国警備官は、平成20年11月11日、原告デニズを東日本センターに移収した(乙6・2枚目)。
- ソ 東日本センター所長は、平成21年1月19日、原告デニズを仮放免し、原告デニズは、同日、東日本センターを出所した(乙6・2枚目)。
- タ 原告デニズは、平成21年12月1日、東京地裁において、暴力行為等処罰に関する法律違反により執行猶予付懲役刑の判決言渡しを受け、同判決は、同月16日、確定した。
- チ 東京入管入国警備官は、平成21年12月1日、原告デニズに対し、仮放免期間満了により本件原告デニズ退令を執行し、原告デニズを東京入管収容場に収容した(乙6・2枚目)。
- ツ 東京入管入国警備官は、平成22年1月18日、原告デニズを東日本センターに移収した(乙6・2枚目)。
- テ 東日本センター所長は、平成22年8月18日、原告デニズを仮放免し、

原告デニズは、同日、東日本センターを出所した(乙6・2枚目)。

ト 原告デニズは、平成23年5月9日、^A [REDACTED] と婚姻した。

ナ 原告デニズは、平成27年5月25日、東京地裁において、暴行及び公務執行妨害により懲役刑の判決言渡しを受け、同判決は、同月28日、確定した。

ニ 東京入管主任審査官は、平成27年5月25日、条件違反により、原告デニズの仮放免を取り消した。

ヌ 原告デニズは、平成27年7月15日、府中刑務所に入所した。

ネ 原告デニズは、平成28年5月15日、同刑務所を出所し、東京入管入国警備官は、同日、原告デニズに対し、本件原告デニズ退令を執行し、原告デニズを東京入管収容場に収容した(乙6・2枚目)。

ノ 東京入管入国警備官は、平成29年2月2日、原告デニズを東日本センターに移収した(乙6・2枚目)。

ハ 東日本センター所長は、令和元年8月2日、原告デニズを仮放免し、原告デニズは、同日、東日本センターを出所した(乙6・3枚目)。

ヒ 原告デニズは、令和元年8月15日、東京地裁に対し、原告デニズが東京入管主任審査官に対してした仮放免延長許可申請について、東京入管主任審査官が何らの処分をしないことの不作為の違法確認及び仮放免延長許可の義務付けを求める訴えを提起するとともに、同訴えについて仮の義務付けを申し立てた。

フ 東京入管入国警備官は、令和元年8月16日、原告デニズに対し、仮放免期間満了により本件原告デニズ退令を執行し、同日、原告デニズを東日本センターに移収した(乙6・3枚目)。

ヘ 東日本センター所長は、令和元年10月25日、原告デニズを仮放免し、原告デニズは、同日、東日本センターを出所した(乙6・3枚目)。

ホ 東京入管入国警備官は、令和元年11月7日、原告デニズに対し、仮放免期間満了により本件原告デニズ退令を執行し、同日、原告デニズを東日本センターに移収した(乙6・3枚目)。

マ 東日本センター所長は、令和2年3月24日、原告デニズを仮放免し、原告デニズは、同日、東日本センターを出所した(乙6・3枚目)。

原告デニズは、現在、仮放免中である。

ミ 原告デニズは、令和2年11月24日、令和元年9月27日付け及び令和2年1月23日付け訴えの変更申立書により変更された後の上記との訴えについて、訴えの全部を取り下げた。

ム 原告デニズは、令和2年12月4日、同年3月6日付け申立ての変更申立書により変更された後の上記との申立てについて、申立ての全部を取り下げた。

(2) 原告サファリ

ア 原告サファリは、平成3年11月11日、成田国際空港に到着し、東京入管成田空港支局入国審査官から、入管法所定の在留資格「短期滞在」、在留期間「90日」とする上陸許可の証印を受けて本邦に上陸した。

イ 原告サファリは、在留期間の更新又は在留資格の変更を受けることなく、在留期限である平成4年2月9日を超えて本邦に不法残留した。

ウ

エ 原告サファリは、平成14年10月1日、東京入管に出頭し、入管法違反(不法残留)の事実を申告した。これを受けて、東京入管入国警備官は、同日、原告サファリに係る違反事件(入管法24条4号ロ該当容疑)を立件した。

オ

カ 東京入管入国警備官は、平成17年8月4日、原告サファリの所在不明

により、原告サファリに係る違反事件の調査を中止した。

キ 東京入管入国警備官は、平成22年1月14日、原告サファリを摘発し、中止していた原告サファリに係る違反事件を再起した上、原告サファリが入管法24条4号ロに該当すると疑うに足りる相当の理由があるとして、東京入管主任審査官から收容令書の発付を受け、同日、原告サファリに対し、同收容令書を執行して原告サファリを東京入管收容場に收容した。

ク 東京入管入国警備官は、平成22年1月15日、原告サファリに係る違反事件を東京入管入国審査官に引き渡した。

ケ 東京入管入国審査官は、平成22年1月18日及び同年2月1日、原告サファリに対し違反審査を行い、その結果、原告サファリが入管法24条4号ロ(不法残留)に該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない旨認定し、原告サファリにその旨通知したところ、原告サファリは、同日、特別審理官による口頭審理を請求した。

コ 東京入管主任審査官は、平成22年2月8日、口頭審理未了のため、原告サファリに係る收容期間を30日間延長し、東京入管入国警備官は、同日、收容期間延長後の收容令書を原告サファリに提示した。

カ 東京入管特別審理官は、平成22年2月26日、原告サファリについて口頭審理を行い、その結果、東京入管入国審査官の上記ケの認定には誤りがない旨判定し、原告サファリにその旨通知したところ、原告サファリは、同日、法務大臣に対し、異議の申出をした。

シ 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成22年3月2日、上記カの異議の申出には理由がない旨の裁決をし、同日、東京入管主任審査官に同裁決を通知した。

ス 上記シの通知を受けた東京入管主任審査官は、平成22年3月3日、原告サファリに上記シの裁決を通知するとともに、本件原告サファリ退令を

発付し、東京入管入国警備官は、同日、原告サファリに対し、本件サファリ退令を執行し、原告サファリを東京入管収容場に引き続き収容した(乙2)。

セ 東京入管入国警備官は、平成22年7月2日、原告サファリを東日本センターに移収した(乙2・2枚目)。

ソ 東日本センター所長は、平成22年12月6日、原告サファリを仮放免し、原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(乙2・2枚目)。

タ 東京入管入国警備官は、平成28年6月8日、原告サファリに対し、仮放免期間満了により本件サファリ退令を執行し、原告サファリを東京入管収容場に収容した(乙2・2枚目)。

チ 東京入管入国警備官は、平成28年10月7日、原告サファリを東日本センターに移収した(乙2・2枚目)。

ツ 東京入管入国警備官は、平成30年10月9日、原告サファリを東京入管収容場に移収した(乙2・2枚目)。

テ 東京入管入国警備官は、平成30年10月11日、原告サファリを東日本センターに移収した(乙2・2枚目)。

ト 東日本センター所長は、令和元年7月31日、原告サファリを仮放免し、原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(乙2・2枚目)。

ナ 原告サファリは、令和元年8月9日、東京地裁に対し、原告サファリが東京入管主任審査官に対してした仮放免延長許可申請について、東京入管主任審査官が何らの処分をしないことの不作為の違法確認及び仮放免延長許可の義務付けを求める訴えを提起するとともに、同訴えについて仮の義務付けを申し立てた。

ニ 東京入管入国警備官は、令和元年8月14日、原告サファリに対し、仮放免期間満了により本件原告サファリ退令を執行し、同日、原告サファリ

を東日本センターに移収した(乙2・2枚目)。

ヌ 東京地裁は、令和元年9月17日、同年8月15日付け申立て変更申立書により変更された後の上記ナの原告サファリの申立てをいずれも却下する旨の決定をし、同決定は同年9月26日の経過により確定した。

ネ 東日本センター所長は、令和元年10月17日、原告サファリを仮放免し、原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(乙2・2枚目)。

ノ 東京入管入国警備官は、令和元年10月31日、原告サファリに対し、仮放免期間満了により本件サファリ退令を執行し、同日、原告サファリを東日本センターに移収した(乙2・3枚目)。

ハ 東日本センター所長は、令和2年1月7日、原告サファリを仮放免し、原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(乙2・2枚目)。

ヒ 原告サファリは、令和2年1月20日、令和元年8月15日付け訴え変更申立書により変更された後の上記ナの訴えについて、訴えの全部を取り下げた。

フ 東京入管入国警備官は、令和2年1月21日、原告サファリに対し、仮放免期間満了により本件サファリ退令を執行し、同日、原告サファリを東日本センターに移収した(乙2・3枚目)。

ヘ 東日本センター所長は、令和2年4月3日、原告サファリを仮放免し、原告サファリは、同日、東日本センターを出所した(乙2・3枚目)。

原告サファリは、現在、仮放免中である。

3 原告らの難民認定手続の状況

(1) 原告デニズ

ア 原告デニズは、平成19年12月27日、法務大臣に対し、1回目の難民認定申請をした。

イ 法務大臣は、平成20年6月10日、上記アの申請について1回目の難

民不認定処分をし、同月16日、原告デニズにその旨通知した。

ウ 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成20年6月16日、原告デニズに対し、入管法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分をし、同日、原告デニズにその旨通知した。

エ 原告デニズは、平成20年6月16日、法務大臣に対し、上記イの1回目の難民不認定処分について異議申立てをした。

オ 法務大臣は、平成21年12月22日、上記エの異議申立てを棄却する旨の決定をし、平成22年1月4日、原告デニズにその旨通知した。

カ 原告デニズは、平成22年1月7日、法務大臣に対し、2回目の難民認定申請をした。

キ 原告デニズは、平成22年4月1日、東京地裁に対し、上記イの1回目の難民不認定処分の取消しを求める訴えを提起した。

ク 法務大臣は、平成23年3月18日、上記カの申請について2回目の難民不認定処分をし、同年4月18日、原告デニズにその旨通知した。

ケ 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成23年4月15日、入管法61条の2の2第2項に基づく在留特別許可をしない処分をし、同月18日、原告デニズにその旨通知した。

コ 原告デニズは、平成23年4月18日、法務大臣に対し、上記クの2回目の難民不認定処分について異議申立てをした。

サ 東京地裁は、平成23年5月25日、上記キの原告デニズの請求を棄却する旨の判決を言い渡した。

シ 原告デニズは、上記サの判決を不服として控訴したが、東京高裁は、平成23年10月19日、同控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は同年11月4日の経過により確定した。

ス 法務大臣は、平成26年10月17日、上記コの異議申立てを棄却する

旨の決定をし、平成27年3月4日、原告デニズにその旨通知した。

セ 原告デニズは、平成28年5月24日、法務大臣に対し、3回目の難民認定申請をした。

ソ 法務大臣は、平成29年5月19日、上記セの申請について3回目の難民不認定処分をし、平成30年8月24日、原告デニズにその旨通知した。

タ 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成30年8月14日、入管法61条の2の2第2項に基づく在留特別許可をしない処分をし、同月24日、原告デニズにその旨通知した。

チ 原告デニズは、平成30年10月18日、法務大臣に対し、4回目の難民認定申請をした。

ツ 原告デニズは、平成31年2月24日、東京地裁に対し、上記タの在留特別許可をしない処分の取消しを求める訴えを提起した。

テ 東京地裁は、令和3年2月25日、上記ツの原告デニズの請求を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は同年3月16日の経過により確定した。

(2) 原告サファリ

ア 原告サファリは、平成22年3月3日、法務大臣に対し、1回目の難民認定申請をした。

イ 法務大臣は、平成23年2月1日、上記アの申請について難民不認定処分をし、同月14日、原告サファリにその旨通知した。

ウ 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成23年2月10日、原告サファリに対し、入管法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分をし、同月14日、原告サファリにその旨通知した。

エ 原告サファリは、平成23年2月14日、法務大臣に対し、上記イの1回目の難民不認定処分について異議申立てをした。

オ 法務大臣は、平成26年2月6日、上記エの異議申立てを棄却する旨の

決定をし、同月19日、原告サファリにその旨通知した。

カ 原告サファリは、平成26年3月27日、法務大臣に対し、2回目の難民認定申請をした。

キ 法務大臣は、平成27年4月20日、上記カの申請について2回目の難民不認定処分をし、同年6月5日、原告サファリにその旨通知した。

ク 法務大臣から権限の委任を受けた東京入管局長は、平成27年6月9日、原告サファリに対し、入管法61条の2の2第2項による在留特別許可をしない処分をし、同月15日、原告サファリにその旨通知した。

ケ 原告サファリは、平成27年6月15日、法務大臣に対し、上記キの2回目の難民不認定処分について異議申立てをした。

コ 法務大臣は、平成31年2月28日、上記ケの異議申立てを棄却する旨の決定をし、令和元年8月1日、原告サファリにその旨通知した。

サ 原告サファリは、令和元年8月9日、法務大臣に対し、3回目の難民認定申請をした。

第4 原告らの主張

原告らは、入管法が自由権規約第9条1又は4に反し（訴状第2の5(3)及び(5)・35及び44ページ）、また、原告らに対する本件各収容が自由権規約第9条1又は4に反する（訴状第2の5(4)及び(5)・36ないし44ページ）として、自由権規約第2条3(a)及び第9条5に基づく損害賠償（訴状第2の6(1)・45ページ）及び国賠法1条1項に基づく損害賠償（訴状第2の6(2)・45ないし47ページ）を請求している。

第5 被告の主張

1 はじめに

原告らは第4のとおり主張するが、入管法が自由権規約第9条1又は4に反するものではない上、本件各収容は入管法が規定する退去強制手続にのっとり適法なものであるから、原告らの請求には理由がない。

以下、詳述する。

2 退去強制手続及び仮放免制度の概要等

(1) 退去強制手続の概要

退去強制事由に該当する外国人に対する退去強制手続は、概要、以下のとおりである。

入管法24条は、「次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。」として、一定の外国人を所定の手続に従って本邦から退去強制することができる旨規定している。

入国警備官は、入管法24条各号の一に該当すると思料する外国人(容疑者)があれば、これについて違反調査をした上、退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書により当該容疑者を収容することができ、容疑者を収容したときは、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならない(入管法27条、39条、44条)。

容疑者の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者(入管法24条各号のいずれかに該当し、かつ、同法24条の3所定の出国命令対象者に該当しない外国人)に該当するかどうかを速やかに審査の上、認定しなければならない(入管法45条)。そして、入国審査官が、当該容疑者が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、当該容疑者が、当該認定に服さず(容疑事実は認めるが、在留特別許可を求める場合を含む。)、口頭審理を請求したときは、特別審理官が口頭審理を行い、入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定しなければならない(入管法47条3項及び4

項、48条)。

さらに、特別審理官が、入国審査官の認定に誤りがないと判定した場合において、当該容疑者がこの判定に服さず異議を申し出たときは、法務大臣等は、その異議の申出に理由があるか否かを裁決し、その結果を主任審査官に通知するものとされている(入管法48条8項、49条、69条の2、入管法施行規則61条の2)。

なお、この一連の退去強制手続において、当該容疑者が入管法24条各号のいずれかに該当するとの入国審査官の認定若しくは特別審理官の判定に服したとき、又は法務大臣等から異議の申出は理由がない旨の裁決の通知を受けたときには、主任審査官は、当該容疑者に対する退去強制令書を発付しなければならない(入管法47条5項、48条9項、49条6項)。

そして、入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を本邦外の送還先に速やかに送還することとなるが(入管法52条3項)、直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を収容することができる(同条5項)。

(2) 退去強制令書発付処分による収容の意義及び内容

ア 前記(1)で述べた一連の退去強制手続は、容疑者の身柄を拘束して行うのが原則である(収容前置主義・原則収容主義。入管法39条1項、41条1項、52条5項。神戸地裁昭和51年7月9日決定・訟務月報22巻8号1978ページ、東京高裁昭和51年10月5日決定・訟務月報22巻10号2432ページ、東京地裁昭和51年9月27日判決・訟務月報23巻2号359ページ、東京高裁昭和52年12月13日決定・訟務月報23巻13号2274ページ)。

すなわち、入管法は、速やかに本邦から出国する意思をもって自ら入国管理官署に出頭し、速やかに本邦から出国することが確実と見込まれる外

国人のうち一定の要件を満たす者については、退去強制事由があっても、出国命令対象者として扱い、収容せずに出国させる制度を設けている(入管法24条の3、55条の2、55条の3)。一方、このような出国命令対象者に当たらない容疑者については、入管法が「入国審査官は、審査の結果、容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。」(入管法47条1項)、「特別審理官は、口頭審理の結果、前条第3項の認定が事実と相違すると判定したとき(容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないことを理由とする場合に限る。)は、直ちにその者を放免しなければならない。」(入管法48条6項)、「主任審査官は、法務大臣から異議の申出(容疑者が第24条各号のいずれにも該当しないことを理由とするものに限る。)が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。」(入管法49条4項)と定めているとおり、容疑者が入管法24条各号のいずれにも該当しないと判断されて放免されるまでは収容されていることが当然の前提とされている。

このことは、①入管法63条1項が「退去強制対象者に該当する外国人について刑事訴訟に関する法令、刑の執行に関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在院者の処遇に関する法令の規定による手続が行われる場合には、その者を収容しないときでも、その者について第5章(第2節並びに第52条及び第53条を除く。)の規定に準じ退去強制の手続を行うことができる。」と規定し、同規定に該当して身柄が拘束されている者を除く容疑者は、全て収容されていることを前提としていると読めること、②入管法は、入国警備官が容疑者を収容しないで違反事件を入国審査官に引き継ぐ場合の手続規定を設けていないこと、③特別審理官による口頭審理は、その性質上、容疑者の出頭を前提として行われるものであり、容疑

者が收容されていないことを前提とした出頭手続を設けていないことからもうかがわれるところである(入管法逐条解説638ないし640ページ)。

イ また、退去強制手続における收容の目的は、第1に、送還のために身柄を確保するという点にあるが、これに限定されるものではなく、第2に、退去強制事由該当者であるにもかかわらず、身柄を收容せずに在留活動を事実上許容することが、在留資格制度のびん乱につながるという点にもある。

前記の二つの目的のうち後者の目的についてふえんするに、入管法は、外国人の入国及び在留管理の基本となる制度として在留資格制度を採用している。在留資格制度とは、外国人が本邦に入国し在留して特定の活動を行うことができる法的地位又は特定の身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる法的資格として「在留資格」を定め、外国人の本邦において行おうとする活動が、在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととして、この在留資格を中心に外国人の入国及び在留の管理を行うものである(入管法2条の2、19条1項、入管法逐条解説57ないし59ページ)。

そして、退去強制は、国家が自国にとって好ましくないと認める外国人を強制力をもって国外に排除する作用であるから、国家の有する主権の本質的な一作用として高度な公益性を有するものである。このような作用を有する收容令書又は退去強制令書を発付したにもかかわらず、当該容疑者を收容しないことは、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることとなり、背理であるから、收容の目的の一つに在留活動の禁止が含まれることは、自明の理である。

このように、收容の目的の一つに在留活動の禁止があることは、前記各

裁判例(前掲神戸地裁昭和51年7月9日決定、前掲東京高裁昭和51年10月5日決定、前掲東京高裁昭和52年12月13日決定)においても判示されているほか、最近の裁判例においても、大阪地裁平成28年9月9日判決(平成27年(行ウ)第268号・乙7)は、「入管法は、外国人が本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととしており(2条の2、19条1項)、このような在留資格制度を採用している以上、退去強制事由に該当するとして退去強制令書の発付を受けた者は、本邦において就労を含む在留活動の一切を行うことができないというべきであり、「入管法は、退去強制令書の発付を受けて収容されている者については、送還が可能となるまでの間、その身柄を収容することを原則としており、仮放免は、上記の原則に対する例外的措置として一時的に身柄の解放を認める制度であって、本邦での在留活動を認める制度ではない。」と判示しているところである。さらに、東京高裁平成30年5月8日判決(平成30年(行コ)2号・乙8)も、「入管法は、退去強制手続において、退去強制令書の発付を受けて収容されている者については、送還が可能となるまでの間、その身柄を収容することを原則とし、仮放免の許可は、収容の原則に対する例外的措置であり、仮放免の許可をするか否かの判断は、入国者収容所長等の広範な裁量に委ねられていると解すべきこと、入管法は、退去強制令書の発付を受けた者について、送還が可能となるまでの間、その者が本邦において在留活動を行うことをおおよそ予定しておらず、退去強制手続における修養(ママ)の目的には、送還のための身柄確保のみならず、在留活動の禁止を担保することも含まれていると解すべきことは、前記引用された原判決が説示するとおりである。」と判示している。

そして、前記のような在留活動の禁止は、退去強制令書の執行による収

容が継続されることによって達成される性質のものであるから、入管法は、同收容により、被收容者の移動の自由が制限され、それに伴って精神的苦痛等の一定の不利益が生ずることを当然に予定しているというべきであり、全ての外国人が在留資格を有して在留することを予定した我が国の在留資格制度の下では、退去強制令書の執行により收容された外国人に自由な活動が保障されないという事態もやむを得ないものである。

ウ 他方、退去強制令書に基づく收容は、入国者收容所等の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられるべきものであり(入管法61条の7第1項)、処遇内容を定めた入管法61条の7第2項ないし第5項並びに第6項に基づいて定められた処遇規則の規定を見ても、その処遇の内容は、上記の趣旨に従ったものとなっている。

すなわち、平成28年5月から平成29年2月にかけて、原告らが收容されていた東京入管收容場においては、1日に6時間(午前9時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分まで)各居室が開放され、この間、被收容者は、ホールを同じくする居室を自由に往来でき、また、シャワー、洗濯機及び乾燥機の利用が認められている。外部への電話については、上記開放時間中、ホールに設置してある国際・国内兼用電話機(プリペイドカード方式)が利用できるほか、隔日午後5時から午後7時(2時間)、又は午後7時10分から午後8時30分(1時間20分)の間は、居室ごとに電話子機が貸与され、開放時間中と同様に国際・国内通話が可能である。各居室にはテレビが設置されており、被收容者は、午前9時から午後10時まで自由に放送局を選局して視聴できるほか、読書も居室等において自由にできるようになっている。運動については、土・日曜日を含め、毎日2時間ないし3時間30分の戸外運動の機会が与えられている。

同様に、平成28年10月から令和2年4月にかけて、原告らが收容さ

れていた東日本センターにおいても、1日に5時間50分ないし6時間30分、各居室が開放され、この間、被收容者は、ホールを同じくする居室を自由に往来でき、また、ホール内では卓球等の軽スポーツができるようになっており、洗濯室に設置された洗濯機及び乾燥機を利用し洗濯を自由に行うことができる。各居室にはテレビが設置されており、被收容者は、午前7時から午後10時まで自由に放送局又はビデオチャンネルを選局して視聴できるほか、読書も居室等において自由にできる。入浴については、被收容者は、毎日、居室を開放している時間帯であれば、温水シャワーを自由に使用できる(ただし、原告らの收容期間中において、午後1時から同4時40分までを温水シャワー、午前中の居室を開放している時間帯を冷水シャワーとしている期間もあった。)。運動については、前述のとおり、ホール内において卓球等の軽スポーツができるほか、土・日曜日及び祝祭日を含む毎日1回、各人につき約50分(連行時間を含む。ただし、原告らの收容期間中において、運動時間を約40分としている期間もあった。)の戶外運動の機会が与えられている。

さらに、東京入管收容場及び東日本センターを含め、被收容者は、收容場等の居室内において朝及び夜に点呼の必要がある場合を除き、着座していなければならない等の規則はなく、横臥していることも自由である。被收容者が居室内でストレッチ体操などの運動をすることについても制限はなく、自ら軽い運動を行うことも自由にできる。所定の手続を経れば、被收容者は、菓子類・清涼飲料水等の飲食物を購入して居室に持ち込んで飲食することも可能であり(処遇規則35条、36条参照)、当然のことながら、被收容者相互間の会話も自由に行うことが許されている。

加えて、被收容者には、收容所等の保安上又は衛生上支障がないと認めるときは、家族等との面会も許可されるほか(処遇規則34条1項)、收容

所等の保安上支障があると認めるものを除き通信文の発受(処遇規則37条)等の権利が認められているから、被収容者は、これらの権利を行使して、家族等と面会したり、電話、手紙等で連絡を取ったりすることも可能である。

また、被収容者の衛生、医療についても、収容所等の清掃及び消毒が励行され、食器及び寝具等は充分清潔が保持されており(処遇規則29条)、必要な薬品が常備され、急病人の発生等の場合に応急の措置が行われるほか、り病又は負傷した被収容者に医師の診療を受けさせ、病状により適当な措置が講じられる(処遇規則30条)。

以上のとおり、収容による制約は、可能な限り抑制され、被収容者の健康についても十分配慮されている。

(3) 仮放免制度の概要

ア 前記(2)アで述べたとおり、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときにおける退去強制手続は、容疑者の身柄を収容して行うのが原則であるが、その例外的措置として、入管法は、仮放免の制度を定めている。

イ 入管法54条2項は、「入国者収容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、(中略)その者を仮放免することができる。」と定めている。

この仮放免の制度は、収容令書等の発付を受けて収容されている者に関し、自費出国又はその準備のため若しくは病気治療のため等、身柄を収容するとかえって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合に、入国者収容所長等が、300万

円を超えない範囲内で保証金を納付させるなどし、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務、その他必要と認める条件を付して在留活動を制限し、期限を設けるなど一定の条件を付した上で一時的に身柄の解放を認めるというものである。

ウ 以上のように、入管法は、在留資格制度を根幹とする出入国管理制度の下、本来、本邦における在留活動が許されず收容されるべき者についても、特別の事情が存する場合には、仮放免によって收容しないことがあることを予定しているのである。

(4) 司法上及び行政上の救済手続

そして、收容又は仮放免の許否に対して不服のある者は、いつでも、不服申立ての手段として、裁判所に行政訴訟を提起することができ、かつ、收容が退去強制令書の発付による場合には、同令書の発付処分そのものを争う行政訴訟を提起し、その際、裁判所に收容の停止を求める申立てをすることができる上、仮放免を義務付ける訴訟を別途提起することもできるなど、司法による審査又は救済の機会が保障されている。

このことは、東京地裁平成14年12月20日判決（平成10年（ワ）第3147号損害賠償請求事件・判例秘書登載）において、收容が合法的であるかどうかについて、遅滞なく裁判所の判断を受けることを保障されないまま、收容を継続されたものであり、かかる收容が自由権規約第9条4に違反する旨の当該原告の主張に対して、「我が国において、收容令書及び退去強制令書によって收容された者は、その收容の適法性を争う場合には、行政事件訴訟法、人身保護法等に基づき、それについて裁判所の判断を求めることが可能である。（中略）そうすると、原告は、裁判所が本件收容が合法的であるかどうかを遅滞なく決定することができるように、裁判所において手続をとる権利を保障されていた」ものである旨判示されているところである。

なお、東京地裁昭和49年7月15日判決（昭和45年（ワ）第5739号損害賠償請求事件・判例秘書登載）においても、「收容令書および退去強制令書に基づく身体の拘束は、外国人の退去強制という行政目的を達成するための手段としての行政手続というべきところ、行政手続であるとの一事のみをもつてしては直ちに被告の主張するごとく憲法の右規定の適用が排除されるとはいえないものというべきである。しかしながら、右のごとき退去強制という行政目的が国家間において必要なものとして肯認され、それ自体憲法に反するものともいい得ない現状においては、右の目的を達成するための手段たる意義を有している行政手続に関しては、当該手続が目的に適合する必要なものであつて、手続の全体的構造において明らかに不合理と目すべき点が存在せず、かつ事後的にせよ究極的には司法裁判所による救済の方途が存置されているかぎり、右の具体的手続をいかに定めるかについては立法府の裁量的権限に属し、法律の定めるところに委ねられているというべきであつて、右の範囲内に属する事項に関しては違憲の問題は生じないと解するのが相当である。しかして、この理は外国人の出入国に関する身体の拘束についても妥当するものというべきである。」と判示されている（なお、同判決は、東京高裁昭和50年11月26日判決・昭和49年（ネ）第1778号・判例秘書登載でも維持されている。）。

さらに、收容された者は、前記のとおり、いつでも、入国者收容所長又は主任審査官に仮放免を請求することができ、行政上の救済手続も保障されているものである。

3 入管法52条5項の規定が自由権規約第9条1に違反し無効であり、これに基づく原告らの收容が違法であるとする原告らの主張に理由がないこと。

(1) 原告らは、自由権規約委員会の一般的意見、原告らに係る恣意的拘禁作業部会の意見及び移住グローバル・コンパクトを根拠に、「合理的、必要性、

比例性を欠く収容が、自由権規約第9条1項の「恣意的拘禁」に該当する」との解釈を前提として（訴状第2の5(2)・28ないし35ページ）、退去強制令書が発付されたことのみをもって収容を可能としている入管法52条5項の規定が、「合理性、必要性、比例性を満たさない収容も認めるものであり、自由権規約第9条第1項に違反し、無効である」とした上で、「同法が条約に反して無効である以上、原告らの収容は法律によらずに行われたものであり、違法である」旨主張する（訴状第2の5(3)・35ページ）。

(2) しかしながら、自由権規約第9条1の「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も、法律で定める理由及び手続によらない限り、その自由を奪われない。」との規定からすれば、当該規定は法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じていると解される。この点、退去強制手続における収容は、国内秩序の維持という高度の公益性を有し、法律に定める理由及び手続による身柄拘束の手段である。

すなわち、前述したとおり、退去強制手続における収容の目的には、送還のための身柄の確保という点があることはもとより、在留活動の禁止が含まれているところ、その趣旨は、入管法は、外国人の本邦において行おうとする活動が在留資格に対応して定められている活動のいずれかに該当しない限りは入国及び在留を認めないこととする在留資格制度を定めており、退去強制令書の発付を受けた外国人を収容しないことには、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることになり、背理である点にある。

この点については、前記1(2)イで挙げた各裁判例でも判示されているとおりであり、このような在留活動の禁止は、退去強制令書の執行による収容が継続されることによって達成される性質のものであるから、入管法は、同収容により、被収容者の移動の自由が制限され、それに伴って精神的苦痛等

の一定の不利益が生ずることを当然に予定しているというべきである。

その上で、入管法は、身柄を收容するとかえって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的配慮を要する場合等特段の事情がある場合に、請求又は職権により一定の条件を付した上で身柄の解放を認める仮放免の制度等を規定するなど、收容の例外的措置も設けている。

そして、実務の運用上も、個別の事情に基づき、逃亡、証拠隠滅及び不法就労活動のおそれ等を考慮し、收容の必要性が認められない者については、退去強制手続の当初から仮放免を許可し、実際に收容することなく手続を進めている。

また、收容又は仮放免の許否に対して不服のある者について、司法上及び行政上の救済手続が保障されていることは前記2(4)のとおりである。

このような入管法の規定及び実際の運用に照らせば、退去強制手続における原則收容主義に基づく收容が、合理性を欠いた恣意的なものであるなどということとはできないし、收容の手続についても法定されており、また、司法上及び行政上の救済手続が保障されている以上、退去強制令書の執行に基づく收容に当たり恣意性が入り込む余地はない。原則收容主義を前提とした入管法の規定自体が自由権規約第9条1に反する余地はない。

この点、東京高裁平成29年7月12日判決(平成29年(行コ)第104号。乙9)も、「控訴人は、退去強制令書による收容は、自由権規約9条1項が禁止する恣意的拘禁に該当するとか、控訴人に対する收容を継続することは、控訴人の家庭生活に対して著しい損害を発生させ続けることになるから、本件処分(引用者注：仮放免不許可処分)は、自由権規約23条1項、17条1項に違反するなど主張する。しかしながら、入管法所定の退去強制手続が、対象者の身柄を收容して行うことを原則としていることや所定の手続の要件等をもって、およそ合理性を欠き、自由権規約9条1項の恣意的拘禁に

当たるとすることは困難である。」と判示しているところである。

(3) なお、原告らが自由権規約委員会の一般的意見、恣意的拘禁作業部会の意見及び移住グローバル・コンパクトに基づいて主張する点について、念のため付言して反論する。

ア 上記のとおり、自由権規約委員会は、自由権規約締約国の規約の履行状況に関する報告を検討する機関であり、適当と認める一般的意見を締約国等に送付することができるが、これらの意見は、締約国に対し法的拘束力を持つものではない。

そして、自由権規約委員会が締結国に対して一般的意見を送付する権限を付与されている趣旨は、「規約の実施を促進するため全ての締約国がこの報告活動を活用できるようにすること、多くの報告が不十分であった点に締約国の注意を促すこと、達成された進歩を報告活動のなかで示唆し、人権の保護並びにその促進についての締約国や国際機関の活動を鼓舞すること」(乙10・3枚目)にあるのであって、自由権規約委員会の一般的意見は、自由権規約の解釈・実施に当たって参考として取り扱われるにとどまり、これに従うことを自由権規約の締約国に法的に義務付けているものではなく、何ら法的拘束力を有するものではない。

イ まだ、恣意的拘禁作業部会は、1991年に国連人権委員会(国連人権理事会の前身)の決議に基づき設置された国連人権理事会の特別手続の一つであり、恣意的な拘禁又は国際基準に矛盾した拘禁事例の調査を任務とするが、個人の資格でその任務を果たすものであり、その意見は、国連又はその機関である国連人権理事会としての見解ではなく、専門家グループの見解として公表されるものであって、国連加盟国に対して何ら法的な拘束力を有するものではない。

原告らは、恣意的拘禁作業部会が、原告らの収容は原告らの個別の事情

を評価することなく行われたものであるとの見解を表明していることを指摘するが(訴状43及び44ページ)、そもそも、前述した仮放免制度においては、その許否の判断に当たって個別の事情を考慮することとしており、原告らの収容についても、仮放免(の継続)の許否という観点から、原告デニズについては、仮放免中の犯罪歴、収容中の言動(粗暴行為、職員に対する侮蔑発言)等の個別の事情、原告サファリについては、在宅での違反調査開始後の所在不明歴、仮放免時の条件遵守状況(不法就労)、収容中の言動(犯罪を示唆する発言)等の個別の事情を考慮し、適切に評価した上で行われたものであり、恣意的拘禁作業部会の意見は事実誤認に基づくものであって、それを根拠とする原告らの上記主張にも理由がない。

ウ 加えて、移住グローバル・コンパクトは国連総会で採択された文書であり、国連総会決議は国連加盟国に対して法的効力を有しない。さらに当該文書では難民と移民の性格が異なることを踏まえて、両者を異なる法的枠組みによって扱われるものとした上で、移民を対象として移民の移住に係る国家間の協力の枠組みを示すものである。そして、移住グローバル・コンパクトは、飽くまで各国の主権の範囲内での立法及び政策措置の決定を前提とした上で、移住者及び移民の人権を保護するために23項目にわたる政策指針等を示したものであって、法的な拘束力をもつものではない。

エ 以上からすれば、自由権規約委員会の一般的意見、原告らに係る恣意的拘禁作業部会の意見等及び移住グローバル・コンパクトを根拠とする原告らの主張は理由がない。

(4) 以上のとおり、入管法52条5項が、合理性、必要性、比例性を満たさない収容をも認めるものであって自由権規約第9条1に違反し、無効であるとする原告らの主張は理由がない。したがって、入管法52条5項が規定する退去強制手続に従ってされた本件各収容は、違法とはいえない。

4 本件各收容について、合理性、必要性、比例性を満たさないことを理由に自由権規約第9条1に違反し違法であるとの原告らの主張に理由がないこと

(1) はじめに

ア 原告らは、原告らに逃亡のおそれがないこと、原告らの健康状態が不良であること、また、原告デニズについて收容が長期間にわたること、原告サファリについて送還の見通しが立っていないこと等を挙げて、本件各收容について、合理性、必要性、比例性のいずれも満たさないとして、本件各收容が恣意的拘禁に該当し、自由権規約第9条1に違反するものであり、違法である旨も主張する（訴状36ないし43ページ）。

イ しかしながら、前記のとおり、退去強制令書に基づく收容の目的は、単に送還のための身柄の確保のみならず、被退去強制者を隔離してその在留活動を禁止することであり、仮放免の制度は例外的な措置にすぎない。そして、入管法52条5項も、退去強制令書を執行する場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を收容することができると規定し、その反面、退去強制を受ける者に逃亡のおそれがあることや健康状態の支障がないこと、收容が長期間にわたらないこと、送還の見通しがあることを收容の要件として規定していない。

ウ したがって、原告らの逃亡のおそれの有無や健康状態の支障、收容期間の長短、送還の見通しの有無は、入管法に基づく退去強制手続における收容自体の当否に直ちに結びつくものではなく、仮に原告らの主張するような事情が存在し、又は存在しなかったとしても、そのことをもって直ちに入管法に基づく原告らの收容が合理性を欠いた恣意的なものであるなどということにはなり得ないから、原告らの前記主張はその前提において理由がない。

なお念のため、以下、個別に原告らの主張するような事情について検討しても、原告らの主張に理由がないことについて述べる。

(2) 逃亡のおそれに係る原告らの主張について

ア 原告らは、仮放免中に原告らが指示された出頭日に出頭していたことなどから、原告らに逃亡のおそれはないとして、本件各収容について合理性、必要性が認められない旨主張する（訴状36ないし43ページ）。

イ しかしながら、そもそも入管法52条が逃走のおそれを収容の要件としていないことは前記のとおりであり、また、東京高裁平成18年9月12日決定（平成18年（行ス）第49号・乙11.）も、「退去強制令書に基づく収容は、出入国の公正な管理を図るという見地から、送還が可能になるまでの間、その身柄を確保するとともに、本邦内における在留活動を禁止することを目的とするものであるから、逃亡のおそれの有無が直ちに収容処分の当否に結びつくものではない」と判示している。なお、同決定は、さらに「逃亡のおそれとは、単に国外に逃亡するだけではなく、国内において所在不明となり、身柄を確保できなくなる場合をも含むと解されるのであるから、国外に逃れるおそれがないというだけで、直ちに上記のような逃亡のおそれがないともいえない」とも判示しているところである。

ウ さらに、原告デニズについていえば、以前の仮放免時における犯罪歴や収容中の言動からすれば、逃亡のおそれがないとはいえないことが明らかであるし、原告サファリについても、在宅での違反調査開始後の所在不明歴、仮放免時における条件の順守状況等や収容中の言動からすれば、逃亡のおそれがないとはいえないことは明らかである。

エ 以上によれば、原告らの前記主張には理由がない。

(3) 健康状態に係る原告らの主張について

ア 原告らは、原告らに係る医師の診断結果や拒食による体重減少等から、

原告らの健康状態が不良であったとして、本件各收容について比例性が認められない旨主張する（訴状36ないし43ページ）。

イ しかしながら、原告らが收容されていた東京入管收容場及び東日本センターにおいては適切な診療体制が整備され、原告らに対しても症状に応じた適切な医療措置等がなされていたものであり、退去強制手続における收容の目的や同收容により生じる一定の制限を踏まえつつ、原告らの健康状態は適切に管理されていたものである。

ウ すなわち、入管法61条の7第6項の委任により定められた処遇規則には、「所長等は、新たに收容される者について、必要があると認めるときは、医師の健康診断を受けさせ、り病していることが判明したときは、病状により適切な措置を講じなければならない。」（8条）、「所長等は、被收容者がり病し、又は負傷したときは、医師の診療を受けさせ、病状により適切な措置を講じなければならない。」（30条1項）、「收容所等には、急病人の発生その他に備え、必要な薬品を常備しておかなければならない。」（同条2項）との各規定があり、入国者收容所又は地方出入国在留管理局の收容場（入管法61条の6）において被收容者の処遇を行う職員は、必要に応じて、新たに收容される被收容者に医師の健康診断を受けさせ、また、被收容者が身体の不調を訴える場合には、その状況、程度に応じて、常備薬を投与したり、医師による診察を受けさせたりするなどの措置を講じ、被收容者のり病が判明した場合には、医師の診療を受けさせ、病状により適切な措置を講じなければならないとされている。

この点、平成28年5月から平成29年2月にかけて、原告らが收容されていた東京入管收容場では、非常勤医師が週3日庁内での診療を実施し、看護師2名も常駐しており、入所から30日を超えて收容が継続している被收容者のうち、希望する者に対しては胸部エックス線検査を実施してい

るほか、被収容者から庁内診療を受けたい旨の申出があったとき、東京入管職員が収容場内の動しょう等において被収容者の異常を発見したときには、被収容者から症状を詳細に聴取して、庁内診療で対応可能な傷病と判断すれば、被収容者申出書を記載、提出させ、直近の庁内診療を受診させ適切な治療(処置・投薬処方)を実施している。さらに、庁内診療により、歯科受診指示があった被収容者については、週1日を定期歯科診療日とし、外部から歯科医師及び歯科衛生士を招へいして、歯科診療を実施しているほか、医師がより精密な検査や専門的な治療が必要と判断したり、緊急を要すると判断すれば、外部の病院へ連行し受診させることもあり、その際の費用は、原則、国が負担している。なお、特に急を要する症状と判断した場合や当局で病院まで連行しては症状を悪化させるおそれがあると判断した場合には、救急車両の出動を要請し、緊急搬送をしている。

また、平成28年10月から令和2年4月にかけて、原告らが収容されていた東日本センターでは、日替わりによる非常勤医師を招へいし(なお、原告らの収容期間中のうち、約2年間は常勤医師が在籍していた。)、看護師、及び薬剤師がいずれも1名以上常駐しており、被収容者に対して、原則入所後1か月以内の胸部エックス線検査及び6か月ごとの定期健康診断を実施しているほか、週4日から5日を診療日として、被収容者からの申出等による診療を実施している。診療室には、エックス線撮影機器、心電計、超音波診断装置及び全自動血圧測定器等各種医療機器が備え付けられているが、さらに専門的な検査や診療が必要な場合には、医師の指示を受けて、近隣の外部病院に連行して受診させている。また、歯科診療も、週1日を定期歯科診療日とし、外部から歯科医師及び歯科衛生士を招へいして、被収容者の申出に係る診療を実施している(なお、原告らの収容期間においては、週1日の定期歯科診療に加え、月2回程度の不定期の歯科

診療も実施している。)

加えて、被収容者の精神的安定等を図り、適正な処遇等に資することを目的として、平均月2回、精神科医師を招へいして精神科診療を実施しているほか、カウンセリング制度を導入し、月4回、1回2名程度に対する臨床心理士によるカウンセリングを実施して被収容者の心のケアにも努めている。

以上のとおり、東京入管収容場及び東日本センターのいずれにおいても十分な診療体制が整っており、かつ、専門的な診療が必要な場合は外部の病院での受診も可能である。

エ そして、東日本センターにおいては、原告らに対して、診療願いの申出や原告らの収容中の動向等に応じて庁内診療を受診させ、症状に応じた処置や投薬処方などの適切な治療がなされていたほか(乙12の1ないし3、13の1ないし4)、医師がより精密な検査や専門的な治療が必要と判断したり、緊急を要すると判断した場合は、外部の病院へ連行し受診させるなどの対応がなされていた(乙14、15)。

加えて、拒食による体重減少に関しては、原告らの拒食後になされたいずれの収容の時点においても、原告らが既に摂食を再開していることが確認されており、その時点で顕著な体重の減少等も認められなかったものである(乙1、3)。

オ 以上のとおり、原告らが収容されていた東京入管収容場及び東日本センターにおいては適切な診療体制が整備され、原告らに対しても実際に症状に応じた適切な医療措置等がなされていたものであり、退去強制手続における収容の目的や同収容により生じる一定の制限を踏まえつつ、原告らの健康状態は適切に管理されていたものである。

したがって、原告らの健康状態をもって本件各収容が合理性を欠いた恣

意的なものであるなどという原告らの前記主張には理由がない。

(4) 原告デニズの収容期間について

ア 原告デニズは、「原告デニズの収容を正当化する何らかの目的があったとしても、そのために3年以上もの期間収容しなければ当該目的を達成できなかったとはおよそ考え難い」とした上、「少なくとも当該目的は著しく衰弱した同人を収容しさらに健康状態を悪化させてまで達せられるべきとはおよそいえない」などとして、原告デニズの収容が長期間にわたることを踏まえて、本件原告デニズ収容について比例性が認められない旨主張する（訴状36ないし39ページ）。

イ しかしながら、そもそも、退去強制令書の執行による収容は、前述したとおり、入管法24条各号所定の退去強制事由に該当する外国人に対して行われるもので、単に送還のために身柄を確保するのみならず、退去強制令書の発付を受けたものを隔離してその在留活動を禁止する趣旨を含むものであるところ、これは退去強制令書の執行による収容が継続されることによって達成される性質のものである。

そして、前述したとおり、入管法は、収容により、被収容者の移動の自由が制限され、それに伴って一定程度の精神的苦痛等の不利益が生ずることを当然に予定、許容しているというべきである。

加えて、前記(3)イないしエのとおり、原告らが収容されていた東京入管収容場及び東日本センターにおいては適切な診療体制が整備され、原告らに対しても症状に応じた適切な医療措置等がなされていたものであり、退去強制手続における収容の目的や同収容により生じる一定の制限を踏まえつつ、原告らの健康状態は適切に管理されていたものであることにも鑑みれば、原告らが主張する事情は、退去強制令書の執行によって行われた収容に通常随伴して発生する不利益を述べるにすぎず、上記の行政目的達

成の必要性を犠牲にしてもなお救済しなければならないものであるとはおよそ認められないというべきである。

この点、東京地裁平成30年3月20日判決(平成29年(行ウ)第462号・判例秘書登載。なお、同判決は、東京高裁平成30年9月6日判決・平成30年(行コ)第141号・乙16の1及び最高裁平成31年1月29日第三小法廷決定・平成30年(行ツ)第384号・同年(行ヒ)第444号・乙16の2で維持されている。)も、「原告は、退去強制手続による収容期間が長期間に及び、また、日々ストレスが蓄積され、健康状態に悪影響を及ぼすことなどを主張する。しかし、退去強制令書に基づく収容は、飽くまで退去強制を円滑に進めるために身柄を確保するためのものであることに加え、退去強制令書の発付を受けた者について、送還が可能となるまでの間、その者が本邦において在留活動を行うことをおよそ予定していないものというべきであるから、退去強制手続により収容されたものの収容が、長期間に及んだとしても、その者が出国しない以上、そのことのみで違法となるものではなく、本件においては、原告の収容による身体的負担が収容に耐えられないほどのものと認めるに足りる的確な証拠はないのであるから、原告の上記主張は、採用することができない。」と判示しているところである。

ウ さらにいえば、入管法61条の2の6第3項は、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人について、難民認定申請についての最終的な結論が出るまでの間は、退去強制令書の執行としての送還は停止される旨定められている。そして、原告デニズは、前記第3の3のとおり、退去強制令書の発付を受けた後も難民認定申請を繰り返すなどしたため、結果として送還が困難な状態が長期間継続することとなっていたものであり、その収容が継続していたことは、上記のような原告デニズ自身による行為の結果によ

る部分が大きい。

このような難民認定申請を理由とする収容期間の長期化が違法ではないことは、当該原告が約2年5か月間にわたる収容後の仮放免不許可処分の取消しを求めた事案に係る東京地裁令和2年1月17日判決(平成31年(行ウ)第218号・判例秘書登載)においても、「本件収容の必要性がないとはいえないこと、(中略)本件処分(引用者注：仮放免不許可処分。以下同じ。)当時において、原告が収容に適さない状態であったとは認められないことに加え、そもそも収容期間が長期に及んでいるのは、原告が退去強制令書の発付を受けたにもかかわらず、本邦からの出国を忌避していることにも原因の一端があると解されるどころ、本件の全証拠によっても、そのような出国の忌避に正当な理由があるとは認められない(2度にわたる難民認定申請はいずれも不認定の処分を受けている。)ことを踏まえれば、本件処分当時における原告の収容期間が上記のとおり(引用者注：平成28年7月13日から平成30年12月21日までの約2年5か月間)であるとしても、本件収容が人道的に許されないものであるとまではいえない。」と判示されているところである。

エ 以上からすれば、原告デニズの収容期間の長短については、退去強制手続における収容自体の当否に直ちに結びつくものではない上、原告デニズの収容期間を踏まえても、そのことをもって原告デニズの収容が合理性を欠いた恣意的なものであるなどということにはおよそなり得ないから、原告デニズの前記主張はその前提において理由がない。

(5) 原告サファリの送還の見込みについて

ア 原告サファリは、原告サファリについて、難民認定申請に係る手続が継続していたことから送還の見通しが立っていないとして、本件原告サファリ収容について合理性、必要性、比例性が認められない旨主張する(訴状

39ないし42ページ)。

イ しかしながら、前記(4)ウで述べたとおり、入管法61条の2の6第3項は、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人について、難民認定手続と退去強制手続が並行して行われるが、難民認定申請についての最終的な結論が出るまでの間は、退去強制令書の執行としての送還は停止されることを規定している。そして、この場合でも退去強制令書の執行のための収容(同法52条5項)が妨げられるものではない。

この点、原告サファリは、在留資格未取得外国人であり、仮滞在を許可されていないところ(乙5)、原告サファリについても、難民認定手続終了後の円滑な送還のために、その身柄を確保して出入国管理行政を遅滞なく行うこと及び在留資格制度のびん乱につながることはないように、その身柄を確保して本邦内における在留活動を禁止することという退去強制令書発付処分の行政目的を実現するために収容することは、当然認められるものである。

したがって、原告サファリの送還の見通しの有無は、退去強制手続における収容自体の当否に直ちに結びつくものではなく、仮に原告サファリについて送還の見通しが立っていなかったとしても、そのことをもって本件原告サファリ収容が合理性を欠いた恣意的なものであるなどということにはおよそなり得ないから、原告サファリの前記主張はその前提において理由がない。

なお、仮に、難民認定申請によって入管法上送還が停止されているという一事をもって送還の見通しが立っていないとして収容が不可能になるとすれば、前記の入管法の趣旨に反することになることは明らかであり、その点からしても原告サファリの前記主張は理由がない。

(6) 小括

以上のとおり、本件各収容について、合理性、必要性、比例性のいずれも満たさないとして、恣意的拘禁に該当し、自由権規約第9条1に違反するとの原告らの主張には理由がない。

5 入管法の規定及び原告らの収容が自由権規約第9条4に違反し違法であるとの原告らの主張に理由がないこと

- (1) 原告らは、「入管法は、退去強制令書による収容の開始や継続にあたり、その合法性について遅滞なく司法審査の決定を受ける機会が何ら担保されておらず、自由権規約第9条第4項に違反する」とし、また、「原告らに対する入管収容も、その合法性について遅滞なく司法審査の決定を受ける機会も保障されていなかったから、自由権規約第9条第4項に違反する」とし、これらのことをもって、原告らの収容が違法である旨主張するようである（訴状44ページ）。
- (2) しかしながら、自由権規約第9条4は、「逮捕又は抑留することによって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを遅滞なく決定すること及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する。」ことを規定しており、身体の拘束に当たって、必ず事前に裁判所が関与すべきことを明示的に義務付けているものではないところ、前記のとおり、我が国において、退去強制令書等の発付を受けて収容されている者は、行政事件訴訟法又は人身保護法により、収容の適法性について裁判所の判断を求めることが可能であるから、入管法の定める収容手続は、何ら自由権規約第9条4に反するものではない（前掲東京地裁平成14年12月20日判決参照）。
- (3) そして、原告らにおいて、行政事件訴訟法又は人身保護法に基づいて、原告らの収容の適法性に係る訴えや申立てをすることが妨げられていたといった事情は何ら認められず、実際に、原告デニズは、前記第3の2(1)ヒのと

おり、令和元年8月15日、東京地裁に対し、原告デニズが東京入管主任審査官に対してした仮放免延長許可申請に関して、同許可の義務付けを求める訴えを提起するとともに、同訴えについて仮の義務付けを申し立て、その中で、原告デニズに対して仮放免を認めないことの適法性、すなわち本件原告デニズ収容の適法性を争っていたものである。また、原告サファリも、前記第3の2(2)ナのとおり、令和元年8月9日、東京地裁に対し、原告サファリが東京入管主任審査官に対してした仮放免延長許可申請に関して、同許可の義務付けを求める訴えを提起するとともに、同訴えについて仮の義務付けを申し立て、その中で、原告サファリに対して仮放免を認めないことの適法性、すなわち原告サファリの収容の適法性を争っていたものである。

そうすると、原告らは、原告らの本件各収容が合法的であるかどうかを裁判所が遅滞なく決定することができるように、裁判所において手続をとる権利を保障されており、実際にその権利を行使していたものといえる。

(4) 以上からすれば、退去強制令書による収容に当たって、その合法性について遅滞なく司法審査の決定を受ける機会が保障されていないなどとして、入管法の規定及び原告らの収容が自由権規約第9条4に違反し違法であるとする原告らの主張は理由がない。

第6 結語

以上のとおり、原告らの請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上